

# 業務提携パートナー契約書

リンクバンク株式会社（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、以下のとおり提携パートナー契約に合意する。

## 第1条（目的）

本契約は、甲が乙に対し企業の買収等を検討及び希望する者（以下「買収希望者」という。）を取り次ぐ業務（以下「本件業務」という。）を委託するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。

## 第2条（乙が行う業務）

- 乙が行う本件業務は、以下のとおりとする。
  - 甲に対し買収希望者を取り次ぐ業務
  - 買収希望者に対する甲の発行する書類・パンフレット等の交付業務
- 前項に定める本件業務に属さない業務については、甲乙協議の上、乙の業務とすることが出来る。

## 第3条（甲の提供するもの）

- 甲は、乙に対し以下のものを提供する。但しこれらの提供行為はいずれも義務ではなく甲の任意によって実行、終了することが出来る。
  - パンフレットPDFデータの交付
  - 定期的な最新&限定案件リストの配信
  - 甲WEBサイトにおけるリンクページの開設
  - 乙が取り扱う商材に対するクライアントの紹介

## 第4条（費用負担）

- 本契約を締結するにあたり取次店登録料は発生しない。
- 乙が本件業務を遂行する為の経費は、乙の負担とする。

## 第5条（成果報酬）

乙より紹介及び取次された買収希望者がM&Aを実行（以下「当該M&A」という。）し、甲が当該M&Aについての成功報酬を得た場合、甲が得た成功報酬の金額に下記の料率を乗じた金額を取次手数料とし、甲が乙に支払うものとする。

料率	ご相談 25~50%（消費税込）
----	------------------

## 第6条（支払方法）

取次手数料は甲が当該M&Aについての成功報酬を得た日を基準日とし、基準日月末を期限として乙の指定する銀行口座に振り込みにて支払うものとする。その際発生する振込手数料は乙の負担とし、取次手数料と相殺する。

## 第7条（機密保持）

1. 甲及び乙は、本契約及び本件業務の履行に関連して知り得た他の当事者の営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に開示または漏えいしてはならない。但し、法令、行政当局、裁判所により開示の請求があった場合はこの限りでは無い。また、以下各号に該当するものは秘密情報から除外する。

- 提供もしくは開示の時点で、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
- 提供または開示を受けた後、自己の責めに帰せざる事由により公知となったもの
- 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持契約を負わされることなく適法に取得したもの
- 秘密情報によることなく単独で開発したもの
- 相手方から第三者への開示につき事前に書面による承諾を得たもの

2. 甲及び乙は、他の当事者から提供または開示された秘密情報を本契約及び本件業務の履行を目的とする為にのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

## 第8条（個人情報の守秘義務）

甲は、乙より紹介及び取次された買収希望者の個人情報（以下「個人情報」という。）を厳重に管理し、当該M&Aを遂行する目的以外で用いてはならない。但し、甲が買収希望者自身より承諾を受けている場合はこの限りでは無い。

## 第9条（存続条項）

本契約の第7条、第8条の秘密情報及び個人情報に関する条項は、本契約終了後も存続するものとする。

## 第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、期間満了時に甲乙いずれからも本契約を継続しない旨の申出が無い場合、同一条件にて1年継続するものとし、以後も同様とする。

## 第11条（合意管轄）

本契約の関する法的手続きの必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

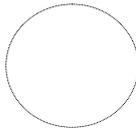
## 第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

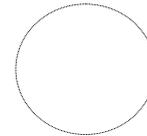
以上本契約の成立を証する為、本書面2通を作成のうえ、各1通を保有する。

平成29年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲 〒144-0052  
東京都大田区蒲田5-7-8-9F  
リンクバンク株式会社  
代表取締役 村木拓夫  
メールアドレス  
muraki@linkbank.co.jp



乙 〒  
住所：  
名前：



連絡先（携帯電話）：

メールアドレス：